

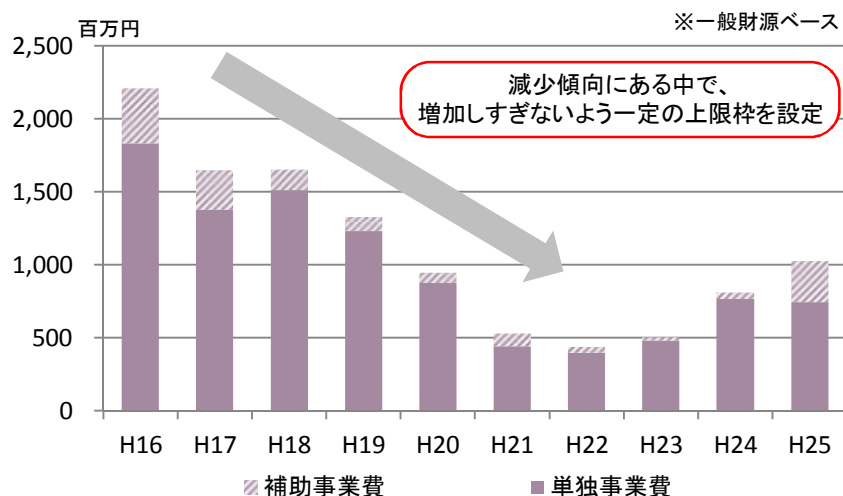
政策的・投資的事業の 取組方針について

伊丹市行財政審議会

これまでの政策的・投資的経費の取り組みについて

現・行財政プランにおいては、事務事業の抜本的な見直しの取り組み項目の一つとして、伊丹市総合計画(第5次)前期事業実施計画(H23年度～H27年度)における政策的(ソフト)・投資的(ハード)事業に係る一般財源の総額を毎年度の予算編成において上限額を設定することで安定した財政運営につなげています。

<これまでの普通建設事業費の推移>



◇現・行財政プランにおける政策的・投資的経費の目標

取組項目内容	目標値 (H27年度決算)
伊丹市総合計画(第5次)前期事業実施5カ年計画における政策的・投資的事業に係る一般財源の総額	原則として 毎年度15億円以内

設定時 (H21年度決算)	H23年度決算	H24年度決算	H25年度決算
	9億1千万円	11億9千2百万円	13億3千4百万円

※予算編成時にも上限枠を踏まえた査定を行うなど限られた財源の中での選択と集中を実践してきました。

【目標設定の基本的な考え方】

○原則として毎年度15億円以内

⇒第5次総合計画における前期事業実施計画において事業の進捗調整を図るとともに、中期的な視点に立ち、将来見込まれる財源の範囲内で事業を実施できるよう、政策的・投資的経費の上限枠を設定。

政策的・投資的経費に対する上限額を設定することで、新規のソフト事業や建設事業を抑制し、各財政指標は一定の改善が進みました。

今後、人口減少対策など投資的な行財政改革である伊丹創生の実現に向け、財政の健全性が保たれる範囲において積極的に事業を実施する必要があります。

今後の政策的・投資的経費の取り組み（投資的経費）

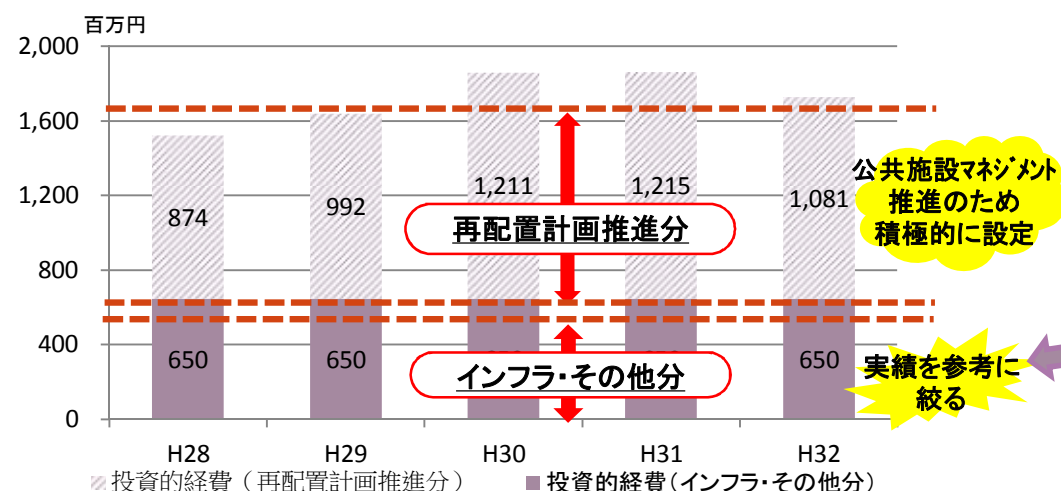
投資的経費（ハード事業）を以下の2種類に区分し、それぞれに上限額を設定します。

（1）公共施設の機能移転や複合化に要する経費 == 投資的経費（再配置計画推進分）

（2）最低限必要な施設の保全工事、インフラの新設・改良工事等に要する経費 == 投資的経費（インフラ・その他分）

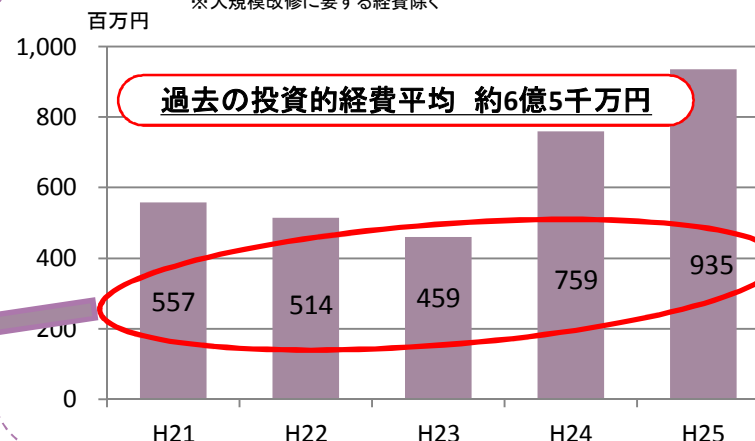
投資的経費（インフラ・その他分）を過去の実績よりも絞る一方、財政の健全性が保てる範囲において投資的経費（再配置計画推進分）を積極的に設定することで、公共施設マネジメントの推進を図ります。

＜今後の投資的経費の見込額＞



◇過去の投資的経費の内訳◇

※大規模改修に要する経費除く



【参考：公共施設の有効活用に係る基本的考え方】

- （1）耐震性がない施設については、機能移転による事業継続を基本に検討すること
- （2）大規模修繕や建替えを検討する際には、相乗効果が発現できる機能移転・複合化を基本に検討すること
- （3）次世代に引き継いでいく施設については、ライフサイクルコスト削減の観点で、計画的に保全し長寿命化を行うこと
- （4）既存施設の余剰空間、時間等を市全体として有効活用し、他機能の受け入れや新たなニーズに対応すること
- （5）民間のノウハウ・技術などを活用し、サービスの向上、事業の効率化、財政負担の軽減を図ること

推進には市民との
十分な協議が必要

【財政規律の設定】

- 投資的経費（再配置計画推進分）に係る一般財源は、原則毎年度当たり10億円以内
- 投資的経費（インフラ・その他分）に係る一般財源は、原則毎年度当たり6億円以内

今後の政策的・投資的経費の取り組み（政策的経費）

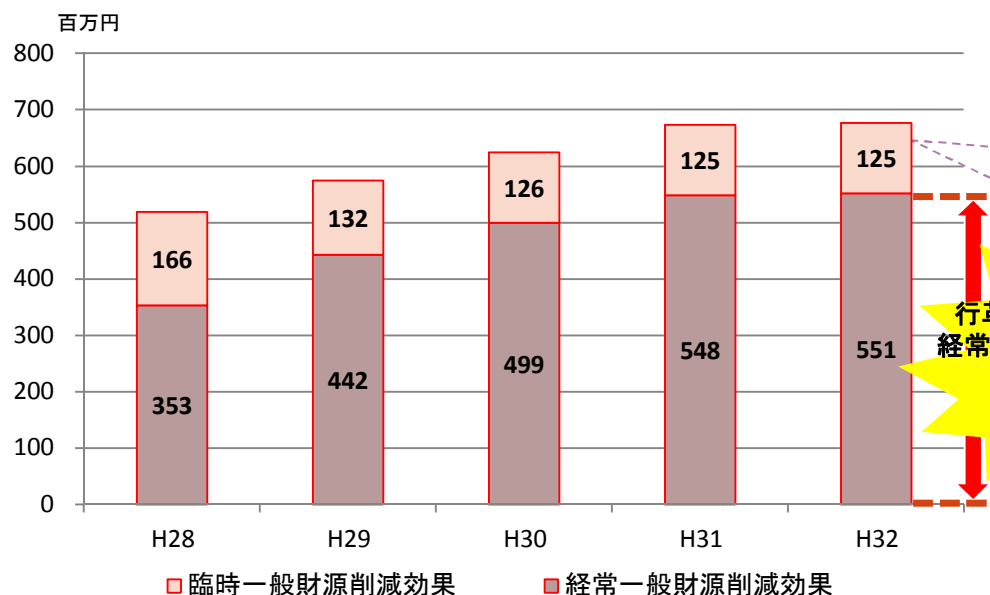
市民ニーズが多様化・複雑化するなかで、社会情勢の変化に応じて、その時々地域課題を解決するため、また今後は人口減少対策等に資する伊丹創生を推進するため、毎年度一定の政策的経費（ソフト事業）が必要となります。

都市の成熟化に伴い経常収支比率が高くなり、弾力的に運用できる財源が非常に少ない状況においては、臨時的に実施する政策的経費に対しても一定の財政規律を設定する必要があります。

一方で、ソフト事業にかかる経費は、目的の効果が一定得られれば経常的経費となります。財政の健全性・弾力性を維持するには、ソフト事業のスクラップアンドビルドを原則とし、効率的な行政経営の取り組みによる計画期間の効果額の範囲内で設定します。

また、新規に実施する事業は行政評価のPDCAサイクルを、これまで以上に厳格に運用します。

＜効率的な行政経営の取り組みによる行革効果見込額＞



◇効果見込額の内訳

※調整中のため変更の可能性あり

◇計画期間中(5ヶ年)の効果見込額
3,068百万円

◇うち臨時的に効果があるものの額
674百万円 (例: 土地の売り払い収入)

◇うち経常的に効果があるものの額
2,394百万円 (例: 業務の外部委託)

行革の取り組みにより、
経常的に得られる効果額の
範囲で設定

【財政規律の設定】

○政策的経費（ソフト事業）に係る一般財源は原則毎年度当たり4億円以内

○新規に実施するソフト事業は、政策的経費の投資効果を的確に捕捉するため、客観的なKPI（重要業績評価指標）を設定し、厳格に運用する